

第三十回国会
衆議院

商工委員会小売商業
特別措置法案外一件

審査小委員会議録第一号

本小委員会は昭和三十四年二月二十六日(金曜日)委員会において設置することにした。

同日

本小委員は委員長の指名で次の通り選任された。

岡本 茂君 小川 平二君
小川 久雄君 中井 一夫君
中村 幸八君 前尾繁三郎君
加藤 謙造君 田中 武夫君
永井勝次郎君 松平 忠久君
水谷長三郎君

同日

小平久雄君が委員長の指名で小委員長に選任された。

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)
午後二時三十三分開議

出席小委員

小委員長 小平 久雄君
小川 平二君 岡本 茂君
中井 一夫君 中村 幸八君
前尾繁三郎君 大矢 省三君
勝澤 芳雄君 田中 武夫君
松平 忠久君 水谷長三郎君

出席政府委員

法制局参事官 山内 一夫君
(第三部長)
中小企業庁長官 岩武 照彦君
小委員外の出席者

議員 始関 伊平君
議員 南 好雄君
議員 越田 清七君

二月二十七日

小委員加藤謙造君同日小委員辞任につき、その補欠として大矢省三君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員永井勝次郎君同日二十六日委員辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小売商業特別措置法案(内閣提出第二号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三号)

○小平小委員長 これより小売商業特別措置法案外一件審査小委員会を開会いたします。

小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案を一括して議題とし審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)小委員 午前の本委員会におきまして質疑をいたしました残りの点とか、あるいは本委員会において明確でなかった点につきまして、この小委員会でも引き続きお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、長官にお伺ひいたしました

ことは、第四条に主務省令という言葉がありますが、この主務省令は第二十一条では「第二、第四、第六、第二項及び第七、第一項第一号の主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令とする。」こうなっておりますが、そういたしますと、この主務省令というのは以上四つの省令を意味するのですか。それとも生協のことから厚生省令を意味するものと解してよろしいのですか。

○岩武政府委員 これはこの関係省の共同省令であります。共同省令を、最近はこの法律の主管官庁のわれわれの方が原案を作りまして、各省に相談してまとめて参つたものであります。

○田中(武)小委員 その省令は何省令と呼ぶのですか。

○岩武政府委員 この書いてある四つの省令第何号、こうなるわけですね。

○田中(武)小委員 大蔵省令、何々省令第何号というのですか。

○岩武政府委員 そうであります。なおもしその形等につきまして、御疑念がございますれば幸い法制局の第三部長がござりますから……官報に出ますから、形式等はまたあとで……

○田中(武)小委員 大体この主務省令というのはどこなんでしょうか。

○岩武政府委員 いろいろ仕事の分担が各省の権限で分かれておりますから、これらの省がそれぞれ分担に

することをなされるわけでございますが、法律全体としましては、この主管大臣の一番中心は通産大臣でありますので、われわれの方が主管官庁のうち一番の主管だと思ひます。

○田中(武)小委員 おかしいですね。これは生協に対してでしょうか。そうすると主務省は厚生省じゃないですか。

○岩武政府委員 生協の直接の監督官庁は厚生省であります。しかしその内容等によりまして、いろいろと関係の省が出て参りますので、こういうふうにしていくわけでありまして……

○田中(武)小委員 法制局の部長にお伺ひしますが、今やっているのは四条件なんです、四条件に「主務省令で定めるところ」という言葉があり、二十一条に四つの主務省が並べてあるのです。この四条件という主務省令とは、何省の省令ですか。

○山内(一)政府委員 これは私どもの考えでは、この主務省令というのは共同省令そのものをいうというふうに、私どもは了解しておるのです。各個の大臣の個々の具体的な監督権の問題につきまして、主務省といたした場合の主務省をどう考えるかということではなくて、この四つ並んだ共同省令、今岩武政府委員からもお答え申し上げました通り、こういう共同省令の形で番号を打って、それを一つの固有の共同省令というふうにならうという共同省令を打って、それと一つは理解してお

りまして、こういった四つの共同省令を主務省令というふうに私どもは考えておるのでございます。

○田中(武)小委員 法律用語としてそれでいいのですか。主務省令ということはあくまで常識的に考えた場合、主務といたしたら何か一つだけおもなものがあるという解釈が常識だと思ひます。従つて主務省令という言葉よりか、たとえば二十一条に定むる省令という方が適当ではないのですか。二十一条でこれこれと並べるなら……

○山内(一)政府委員 私ども省令を考へますときに、各大臣の主管事項について省令を發する権利があつたときは、その單獨の大臣でやる。そういう省令の形としては普通は發出権者が一人であるという形をとっておるのであります。各省に所管がまたがっている、そういう事項については関係省の共同の省令という形式を考へまして、共同省令という、そういう固有の形式を主務省令と、こういうふうにならうと考へておつたわけです。おっしゃるやうに主務省を主務大臣という意味に考へますと、大抵個々の大臣が頭に出てくるのでありますけれども、省令というものは、こういうふうな共同省令の事項というものを固有に私ども考へて、ときどきこういう形を作るので、あるいは奇異にお考へになるかと思ひますが、私どもはこういう共同省令そのものを、一つの形式と、実は考へておるわけでありまして……

○田中(武)小委員 その点はそれで一応おいておきまして、実は午前の質疑

のときにもう一つ明確でなかったの、専門家としてのあなたにお伺いするのですが、三条の条文の中に「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるとき」云々とありますね。これはいわゆる中小小売商の事業活動に影響を及ぼしただけでもいいのか、及ぼした結果利益を著しく害した場合にかかってくるのか、この中にいわゆる「かつ」を入れた場合と、法律的にはどう違いますか。

○山内(一)政府委員 これは先ほど御質問がありましたのを伺いまして研究をいたしました。この考え方は影響を及ぼし、そのことがその利益を著しく害するおそれがある、そういうふうな因果関係が、一つの行為の影響の因果関係みたいなものを考えまして、こういうふうな書き方したので、ここを「かつ」という形で考えるのではなくて、その影響を及ぼしたことが、その内容が、中小小売商の利益を著しく害する、そういう結果にずっとなってくる、そういうつもりで書いたのであります。

○田中(武)小委員 そうすると「その利益を著しく害する」ということは上を受けた言葉なんですね。

○山内(一)政府委員 そういうふうに私は了解しております。

○田中(武)小委員 それから四条の「次の措置をとるべきことを命ずること」ができる。」となっており。そうするとその措置命令が出されたならば、撤回の何はこの条文には載っていないのですが、それは未来永劫に措置命令は続くわけですか。これはむしろ

長官の方にお答え願った方がいいと思います。

○岩武政府委員 これはお説のように一定の原因があつて出した措置命令でありますから、将来に向つて原因がないことがはっきり予見されれば、必要を認めればそれを取り消すことができると思います。

○田中(武)小委員 それは取り消しの特別な行政処分が行われて取り消されるのですか。それともその原因たる事実がなくなることによって自然消滅するのですか。

○岩武政府委員 これは措置命令という行政行為をやったわけでございますから、取り消すには、やはりはっきりした行政処分の形が要る、こう思っております。

○田中(武)小委員 その場合にはこれは別に規定はないが、主務省令にでもそういうことは定めるつもりなんですか。それは当然の結果として出てくると思ひますがどうですか。

○岩武政府委員 省令に規定した方がいいかどうか、私もまだ十分研究しておりませんけれども、行政官庁の行政処分の問題でございますから、必要がなくなれば取り消すことができると思っております。従つて不必要な措置命令を、原因がないのに長く置いておくということは適當でない場合がある、これは取り消すことが当りまえだと考えております。

○田中(武)小委員 それは都道府県知事が任意に取り消す、こういうことになるのですか。命令とか法律に、たとえばその原因がなくなった場合は取り消すとか何か規定がなければ、知事がうっかりしておる場合にはいつまでも

残つておる、こういうことになりませんか。

○岩武政府委員 うっかりということはどういうことか知りませんが、取り消すまでは命令は有効に残つておると思ひます。

○田中(武)小委員 出しっぱなしだけであとのしりぬぐいのことが書いてないのだ。ということ、これはあとでまた十五條の問題あるいは罰則の問題等にも触れて専門的なことをお伺いしますが、私が言っているように、どうもこの法律は生協を目のかたきとして、その上につけて作られたという感じが、この条文だけ見ても濃厚なんですね。何々すべしと出したら、それがなくなつたときは、これを撤回すべし、こういうことをなぜやらなかったかと思ひます。私は立案者の気持がここに現れておると思ひます。

そこで部長にお伺いするのですが、一条か二条見ただけでも多くの疑問を持つ文句が多いのです。私はあまり法律の専門家でないからかもしれませんが、どうもあまりびんとこないような言葉の羅列が多いと思ひます。あなた方専門家の立場から見ると、この法律全体がほんとうに法律の形式といひますか、あるいは法制局の審議を通じて、これはりっぱな法律だと思つておられますか。

○山内(一)政府委員 田中委員の御質問に対して果して私が答えさせていたく資格があるかどうかわかりませんが、内容の当否は……。

○田中(武)小委員 内容ではない、形式です。

○山内(一)政府委員 形式は、私も

は体裁が整つておる、かように考えております。

○田中(武)小委員 大體法律というものは、専門家だけが読んでわかるというものが法律ではございせん。少くとも字の読める者ならば、読んですぐ意味が理解されるものでなければ、私はいい法律だと思ひません。そういう点からこの法律には各所にそういう点が多いと思ひます。出直してもらいたいと思ひます。出直していただきたいと思ひます。法制局としてはどうですか。

○山内(一)政府委員 この内容といひますか、法文の体裁につきましては、御批判もあるかと存じますが、私どもの力の足りない点で、あるいは欠陥の御指摘を受けるようなことがあるかと思ひますが、私どもは一応これで現在のほかの法文と比較して、そうたくさん大きな欠陥があるというふうには考えていないのでございせん。

○田中(武)小委員 私はあまり勉強はしなかったのですが、それでも三年法律の勉強をしたうちに入っているのです。そうするとしるうとの人よりは若干は法律を讀む目があると思つておるが、それでもわからぬ。そうすると一般の人はおわからぬだらうと思ひます。こういう法律は作るべきではないと思ひますが、いかがですか。

長官に續けてお伺いしますが、第四

条の二に「組合員である旨を示す証明書を提示しない者には」云々とありますが、組合員であるか否かを知るには何が一番いいかといへば、お互い顔なじみ、顔が一番の証明になるんです。それ以外に証明するいい方法がありますか。

○岩武政府委員 消費組合では組合員

証というのをを出しているのが通例だらうと思ひます。出さないでやっていると、今申し上げました組合員証を持つのも一つの方法だと思ひます。

○田中(武)小委員 一番実情に即したやり方とすれば、大體同じ組合員であり、その生協の売り場の任に當つてい人、これが顔なじみなんですね。一見して大い顔でわかるのです。むしろそういうことを必要とするのは新たに入つてきた人たちであつて、それがまぎらわしいときに必要なんです。突き詰めていいたら、指紋をとつて写真をつける、こういうことをしなければほんとうの証明にはならぬ。顔よりほかに証明はないと思ひます。かりにあなたが中小企業庁長官という名刺を持つてだれかをたずねになつたとして、も——もちろん、えらい人が行くというのでやましく言うから、長官がきたということはわかるかもしれぬが、こっそり行つて名刺を出したときに、あなたが長官かどうかはわからぬでしょう。私は、あなたが名刺をもらわぬでも、中小企業庁長官であることは顔で知つておる。これは事実の証明はないと思ひます。そうするとこの条文あたりでももっと何か実際に即した書き方があると思ひますが、いかがですか。

○岩武政府委員 組合も大小様々ございまして、職域、地域いろいろございまして、顔でも、組合員あるいはその家族であるかどうかから知らない者に宛つておるというのは、これは先ほど申し出ておりますような組合員の利用を第一とする消費生協の趣旨に

は、あまり合わないのじゃないかと
思っております。

○田中(武)小委員 ともかく員外利用
を厳視し、犯罪視し、そういう上に立っ
ておるから、こういう書き方になる
と思うのです。ほんとうに消費生協を
その目的に即した運営なり発展をする
ように指導するという立場をとれば、
こんなばかげた手数のかかることを書
く必要はないし、また書いてもむだだ
と思う。証明書だけくらいなら、だれ
だって渡せるのです。ほんとうにやろう
とすれば、たくさんの人が殺到しておる
ときに、一々証明書を出してやれるか
という事です。あなた、ラッシュ・
アワーの東京駅でも新宿でもよろし
い、一ぺん改札口へ行つて、あの切符
を切るところを見てごらんさい。一
人で何分間に何人の切符を切れるか。
僕は鉄道におったからやつたことがあ
る。そんな場合に一々証明書と顔と照
らし合せておつて、仕事ができるか。
仕事ができないようにあなた考えてや
ろうとおるんじゃないですか。

○岩武政府委員 具体的な問題はいろ
いろありましようけれども、やはりあ
の混雑する乗物でも、そういうことを
やっておりますから、組合員証は一
定の形でちゃんとときまっておるわけ
でありますから、それを示すことが、そ
れほど組合の業務を妨害するとは思
っておりません。たとえ、入口で簡単
にパスみたいに出して見せるとか、い
ろいろやり方はあると思いますが、そ
ういふことで組合の仕事を押迫するこ
とはならぬだろうと思ひます。

○田中(武)小委員 鉄道の改札口で専
門の者が定期を見ても、きせる乗車と
か不正乗車がたくさんあることは御承
知の通りなのです。一人ずつ別に改札
口を作つて、入るときに見せて入る、
こういうことでもしなければ、ほんと
うのことはできないと思ひます。これは生
協いじめの規定にしかかならないと
思ふ。

それから部長にお伺いしますが、こ
の点についても長官等とは何回か議論
をしたのですが、三号です。組合が発
行する利用券と引換に又はその利用券
に必要な事項を記入するのでなければ
物品の供給事業を利用できないこと及
び「云々」と、こうなつておるのです。
そうしますと、これは通貨は生協にお
いては通らないということになるので
すね。そうすると、日本銀行法です
に定められておる通貨の強制通用力、
この点とは抵触しませんか。

○岩武政府委員 これも本委員会御
説明した通りであります。……

○田中(武)委員 法律的理解を聞いて
おるんです。

○山内(一)政府委員 通貨の問題は、
強制通用力ということになつておりま
して、金銭債務として立てられました
その債務に対しては日本銀行券の払い
がありますれば、その受領を拒むこ
とはできないという形で、広く一般に
この社会に強制的な通用力を持つ、そ
ういふ制度で、これが国の一つの貨幣
高権ということだと思ひます。高権と
いうことで、それが独占されてお
る、そういうものだろうと思ひます。あ
ります。これは組合の役務提供、物
品の供給事業、そういうものに對しま
して、あらかじめ利用券というものを
発行しまして、それと引きかえに、そ
の限りで通用させるといふ制度だろ
うと私は心得ておりますので、貨幣高権

の問題と直接触れるというふうには考
えておらないわけでありませう。

○田中(武)小委員 この三号は、それ
じやかりに員外の人じやなしに、組合
員が金をもつてその供給現場において
そのものの対価を払ふとした場合
に、これで売つていいの悪いのか、
お伺いします。

○山内(一)政府委員 こういう規定が
なければ、金を持つていけば、普通売
買契約は成立するといふふうに思ひま
すが、これは今の消費生協の活動をこ
ういふ形で規制しようという法律を立
て、そしてそういう組合の業務を整理
する意味で、こういう利用券というも
のを出しておるわけでございます。こ
の場合では利用券とお金を一緒に持つ
ていて初めて供給事業をすることが
できるわけでありませう。

○田中(武)小委員 これは利用券と金
を持つていくんですか。利用券で物を
売り買ひして、あとで清算するといふ
のと違ひますか。

○岩武政府委員 この利用券は、今三
部長が申しましたように、整理の場合
であります。だから、現金で買つ場合
は利用券と現金と一緒に添えていた
きましますし、延べ払い、掛売りの場合
はその旨を記載する。いずれにしまし
ても決済手段ではありませう。決済手
段は日銀券であるわけでありませう。こ
れはただそういう施設の利用等の整理
券です。だから、別段現金売り、延べ
売りともに自由なわけでは、ただその
ときその利用券というものが、ないこ
とがあるといふことであります。

○田中(武)小委員 そうすると、やは
りここでは現金だけでは決済できな
い。それに利用券というものと現金と
を合はして、両方でなければ決済の手
段とはならない、こういうことになる
でしょう。そうすると、やはり日本銀
行法と抵触しませんか。

○岩武政府委員 それは違ひます。日
銀券で決済するわけでありませう。だ
から、利用券はただこれが組合員である
ということを示すだけの証票なわけ
でありまして、あとのいろいろな記録
その他の整理に使うわけでありませう。
別段決済手段ではありませう。

○田中(武)小委員 それだけなら第二
号の証明書だけで、組合員であること
を証明して分つてゐるでしょう。それ
にこれをつけて、しかも「組合が発行
する利用券と引換に又は」云々とあ
る。これは決済成立といふか、そこに
供給行為、いふならば売買行為といふ
ことになりませうが、売買契約という
ものがその利用券がなくては成立しな
いといふ説み方になりませうか。

○岩武政府委員 先生の御質問は二つ
に分れております。

一つは、二と三とはよいなこと
じゃないかといふお話だろつと思ひま
す。これは本委員会でも質疑応答で申
し上げたのでございませうが、一、二、
三といふのは、これはその事情に應じ
て都道府県知事が選択的に発動するも
のであります。頭から一、二、三と全
部同時にやるといふことではございま
せん。いろいろな組合の事情その他
で、二でやることもありませうし、
あるいは三でやつた方が事務上便利だ
からやつたといふこともありませう
し、そこらあたりは実情に應じて都道
府県知事が選択するものであります。
第二点は、先ほど答へしたところと

同じであります。要するに、そういう
整理券と一緒に出していただきたいとい
ふことであります。決済は日銀券で
やるなり、あるいは延べ払い、延べ払
いで係給から差し引くなり、適宜の方
法があるだろうと思ひます。

○松平小委員 関連して。現在の生協
法並びにその通達によりまして、た
ばこのようなものは員外利用として認
めてゐるわけでは、その場合に、たと
え証明書もない、それから利用券もな
いといふような人が買ひに行つても、
今度は買えなくなるんですか。

○岩武政府委員 たばこと、それから
米みたいな一種の政府の専売物資み
たなもののつきましては、現在でもい
ろいろ員外利用の特例を認められてお
るものであります。こういうのは実情に
即してやつた方がいいだろつと思ひま
す。たとえば引きかえ券が無理なら、
入口で組合員の証明書を出してもら
うといふこともありませうし、これは
いろいろやり方があるだろつと思ひま
すが、それは実情に即してやればい
いだろうと思ひます。

○松平小委員 たばこと米とかい
うものは員外利用を認めてゐるわけ
です。ですから、そういうものは組合員
以外の方が今日には買ひに行けるわけ
です。それを今あなたは、利用券を出
したらいい、証明書を出したらいいと
言つたけれども、組合員証もない、利
用券もないじやないかと言つた場合
にどうやって買ふのですか。今のあ
なたの答へは組合員に對することなん
です。

○岩武政府委員 それはこういうこと
なんです。そういう必要な米とかたば
ことかいふ員外利用を許可した品目は

いい、こう思っております。現在の厚生省の指導方針はそういうことであります。だから、員外利用の許可がなければ、員外者には米とかたばこも売れないことになっております。そういう不便もありますから、現在では厚生省でも、この二つについては、あるいはその他の場合もありますが、員外に許可していいということになっております。そこらあたりは員外利用の許可の運用の問題でありまして、実情に即してやればいいと思っております。

○松平小委員 米の場合はどうなりますか。

○岩武政府委員 その場合に、私の聞いているのは、員外者でありますから、組合員証もない、利用券もないのです。これに対してどうするか、私は言っておるのです。

○岩武政府委員 米の場合も、いろいろその実情に応じてやっただけだと思います。われわれ役人が机の上でああでもない、こうでもないといっても困りますので、やはりこれは各組合でいろいろやり方があるだろうと思えます。

○松平小委員 だからその組合が米とたばこの員外利用の許可を得ておられる場合には、それは適宜売場の場所も違っておりましょうし、たとえばこあたりもやはり窓口で売らうと思し、いろいろやり方があるだろうと思えます。特にそういう不便はないだろうと思えます。

○松平小委員 たばこの場合は、なるほど窓口で売っておるから員外利用でも買っていくでしょう。米の場合はうしろの方で売っておる。その場合はどうするのです。何か証明書のようなものを出すというようなことはできないじゃないですか、許可されているのだから。そういうときはどうやってあなた方は規制するつもりですか。

○岩武政府委員 そういう措置命令のときに、たとえば員外利用の許可を得ておる米等については、利用券は提出しなくてもいいということもありましょうし、これは措置命令のやり方があります。実情に合うように措置命令を出してもらいようにしていけばいいと思っております。

○松平小委員 三時になりましたので、きょうはこの程度でやめていたいて、次会に一つお願いしたいと思えます。

○松平小委員 その場合そういうものは必要ないというのですか。

○松平小委員 私の質問も保留です。

○岩武政府委員 員外利用の許可を得ておる場合には、それを上手に利用させる適当な方法があるだろう、こういうことを申し上げておるのです。

○田中(武)小委員 三時になりましたので、きょうはこの程度でやめていたいて、次会に一つお願いしたいと思えます。

○松平小委員 どういう方法ですか。

○岩武政府委員 先ほど申しましたように、たばこの員外利用の販売許可を得ておる場合に、たばこはやはり窓口で売らうと思う。そうすれば入口で云々ということも起りませんし、簡単に売れるわけです。

○長谷川小委員長 次会は来たる三月三日火曜日委員会散会後とし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時三分散会